

子どもの権利の尊重と参画の推進

施策目標

一人ひとりの違いが認められ、意見を自由に表明して自分らしく育つことができる環境づくりをめざします。

現状と課題

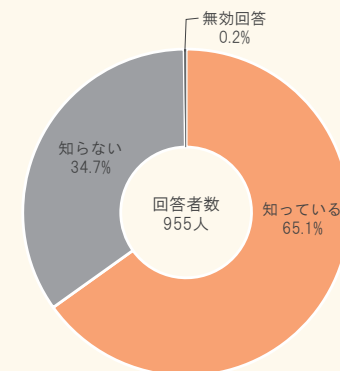
- ▶ 令和5（2023）年4月に施行された、こども基本法では、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども政策を総合的に推進することが示されており、子ども施策の策定・実施・評価にあたっては、子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取することが重要となります。また、こども基本法の規定により令和5（2023）年12月に決定された「こども大綱」を踏まえ、子ども施策に取り組んでいく必要があります。
 - ▶ 国では、「こども家庭庁」が創設され、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。
 - ▶ 本市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、
- 市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とした西東京市子ども条例の普及啓発に積極的に努めるとともに、子ども自身が悩みや困りごとを相談できる子ども相談室「ほっとルーム」の運営や、子どもの権利に関する普及啓発、子どもの居場所の充実等に取り組んできました。
- ▶ 子どもは一人の人間であり、人格を持った権利の主体として尊重され、人権が守られるとともに、子ども自身が自分の意見を自由に表明でき、自分に関わることやまちづくりに参加できる社会の実現が求められています。
 - ▶ 未来の担い手である子どもが、主体性や社会性を育むことができるよう、安全・安心に過ごすことができる場所や機会を確保していくとともに、子どもの社会参加の促進や、子どもの育ち・自立を地域全体で見守り支える体制づくりが必要です。

関連する個別計画等

- ・ 子育て・子育てワイワイプラン
- ・ 子ども読書活動推進計画

データ

子ども条例の認知度（令和4年度）



※調査対象：市立中学校1年生

成果指標

	現状値	目標値
● 青少年育成会における地域活動への小中学生参加人数	14,234人	22,075人
● 「地域における子どもの居場所づくり」に対する市民満足度（子どもがいる市民）	31.8% (令和3年度)	39.8%

目標の実現に向けた取組内容

1 子どもの権利が守られる社会の構築

子どもの人権侵害の防止に努めます。また、子どもの支援を担う機関が、一人ひとりの子どもにとっての最善の利益を考慮し、それを実現するための専門性を強化し、権利を侵害された子どもの権利回復を含めた支援体制の充実を図ります。

2 子どもの自立支援や社会参加の推進

子どもが、自立した個人として、等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子どもの年齢及び発達段階やライフステージ※に応じた切れ目のない支援を行うとともに、その意見を尊重し、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。また、意見表明や参加から主体的な活動へとつなぐ仕組みを検討します。

※ライフステージ：人の一生において節目となる出来事で、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などによって区分される生活環境の段階のこと。

3 子どもが安心して過ごし、育ち学べる場所の確保

子どもの居場所づくり、さまざまな体験ができる機会の提供など、引き続き世代を超えた交流機会の確保に取り組みます。また、学校・家庭・地域が連携することで、子どもの地域社会への参加意欲を促し、子どもが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
子どもの人権に関する取組	「西東京市子ども条例」及び子どもの権利擁護委員制度の普及啓発等に努めるとともに、子どもの権利侵害に関する相談窓口（子ども相談室 ほっとルーム）を運営します。	子育て支援課
青少年育成地域活動への支援	青少年の健全育成のため、市内各小学校区の育成会の活動や、育成会間での情報交換等を支援します。	児童青少年課
児童館機能の充実	児童館における夜間開館事業や日曜開館事業を充実させ、地域の中高生等の居場所づくりを進めます。	児童青少年課
児童館施設の改修	児童館施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、計画的な施設改修・設備更新等を行います。	児童青少年課
特化型児童館の設置検討	市南部地域の児童館について、中高生の意見を取り入れながら中高生の居場所機能を付加した特化型児童館の設置について検討します。	児童青少年課
子どもの居場所の充実	放課後や長期休業期間等における子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動するための多様な居場所の充実を図ります。	児童青少年課
世代間交流・機会の充実	子どもたちが異年齢の子どもとの交流から多様な体験活動、遊びや学びの機会、主体性や創造性を育むことができるよう、世代間交流の機会の充実を図ります。	児童青少年課 公民館
学校施設開放事業の充実	学校施設を活用し、地域住民等の参画を得ながら子どもの居場所づくりを進め、放課後等における安全・安心で、多様な体験・交流のできる機会を提供します。	社会教育課 図書館
親子のふれあいを通じた学びの充実	親子のふれあいを通じて、親と子が楽しみながら子育てができるよう支援を行うとともに、保育付き講座の実施により、子育て世代が地域の中で学び合い、つながりを形成していくことを支援します。	公民館 児童青少年課
子ども読書活動の推進	子どもの読書活動の推進のため、子どもと本との出会いの場づくり、学校図書館の利用促進、子どもの読書に関わる関係機関や市民団体等との連携の強化、大人への啓発と支援を行います。	図書館

子どもの育ちの支援

施策目標

子どもが気軽に相談できる環境づくりや、困難を抱える子どもにも早期に気づき、支援できる体制を整え、誰一人取り残さないまちをめざします。

現状と課題

- ▶ 経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、子育ての孤立感や負担感がある中で、児童虐待の件数も年々増加しています。
- ▶ 本市では、子ども家庭総合支援拠点の設置と専門相談員の拡充を図り、子どもやその家庭の支援の強化に努めるとともに、子ども総合相談システムの活用による関係機関との連携強化に取り組んできました。
- ▶ すべての子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、また、深刻な事態

の発生を未然に防止できるよう、相談などの支援体制の充実に努めるとともに、学校、関係機関、地域などが連携を強め、地域全体で子どもの成長を支えることができる体制づくりを進めていくことが求められています。

- ▶ 児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」において、すべての子ども、子育て家庭、妊産婦への一体的な相談支援を行う体制の充実が求められています。

関連する個別計画等

- ・ 子育て・子育てワイワイプラン

成果指標

- 子ども相談室 ほっとルームの認知度（子ども）

現状値

-

目標値

▶ 76.0%

📍：西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 悩みを抱える子どもが相談できる環境の充実

いじめや虐待など、人には言いにくい悩みを抱える子どもが、自分自身で相談できる環境の充実に努めます。また、学校、関係機関、地域などとの連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止するための取組を進めます。

2 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び支援の充実

児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けた子ども等への支援に関する取組を進めます。

3 子どもが健やかに育つ環境づくり

支援が必要な子どもが家庭や学校とは異なる居場所で、心身ともに健康に成長し、社会的自立に向けたさまざまな支援を受けることができる環境づくりに努めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
子どもが相談できる環境の充実	「いこいな窓口@西東京」を活用し、友人関係やいじめなど、子どもの困りごとに対し、より身近で、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、必要に応じて適切な相談支援につなげます。	子育て支援課
いじめ防止に向けた取組の推進	いじめが発生した場合の早期発見・解決ができるよう、スクールアドバイザーの配置やいじめ防止教育、いじめに関する教員研修等を実施します。	教育指導課
こども家庭センターの運営	児童福祉及び母子保健双方の機能を備え、包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置・運営し、虐待への予防的な対応から家庭に応じた切れ目ない支援など、相談支援体制の強化を図ります。	子ども家庭支援センター健康課
地域で子どもの成長を支える体制づくり	子どもが立ち寄れる地域の居場所について、子どもが健やかに成長できるよう、地域に根差した市民の活動を支援するとともに、支援が必要な子どもとその家庭を把握し、必要な支援につなげます。	子ども家庭支援センター

子育て支援の充実

施策目標

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や家庭の状況に応じた伴走型の相談体制を充実させ、子どもを安心して産み育てられるまちをめざします。

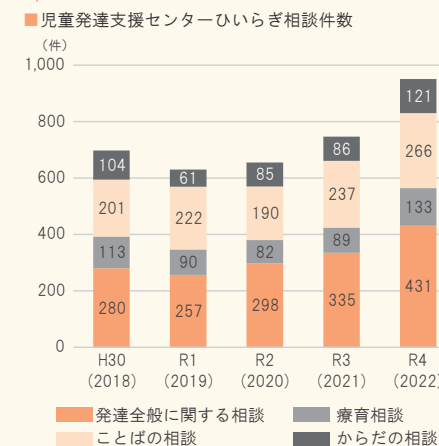
現状と課題

- ▶ ライフスタイルや生活への意識が多様化する中、家庭における子育てに対する不安、育児困難等が問題となっています。このことから、子育て支援の必要性が高まるとともに、その充実が求められています。
- ▶ 本市では、子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターが連携を図り、地域の中で健やかに子育てできる環境づくりに取り組んできました。
- ▶ 地域で安心して出産、子育てに臨めるよう妊娠期から出産、子育てについての学びの機会を充実させるとともに、安心して楽しく子育てができるよう、関係機関との連携を密にし、健やかで楽しく子育て期を過ごすことができるまちづくりが求められます。
- ▶ すべての子育て世代がいきいきと住み続けられるまちづくりや子育て支援の取組を展開することが必要です。
- ▶ 子育て支援を充実させるとともに、子どもの成長過程や発達の課題に見合った切れ目のない支援が受けられるよう、身近な地域における居場所の確保や包括的な支援体制の構築に向けた検討が必要です。
- ▶ 子どもの発達に対する関心や意識の高まりとともに、発達が気になる児童への支援の必要性は増加傾向にあります。さらに、障害の種類や程度が多様化する傾向も見られることから、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められています。

関連する個別計画等

- ・ 子育て・子育てワイワイプラン
- ・ 健康づくり推進プラン（健康都市プログラム）
- ・ 障害者基本計画
- ・ 障害福祉計画・障害児福祉計画

データ



成果指標

	現状値	目標値
● 「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度（子どもがいる市民）	35.3% (令和3年度)	▶ 43.6%
● 合計特殊出生率	1.1 (令和3年度)	▶ 上げる

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠、出産から子育て期にわたり、困り感を抱える家庭や保護者に対して切れ目なく支援をつなぎ、安心、安全に出産、子育てができるよう継続的な支援を行います。また、育児手技や子どもの成長・発達等についての知識が不十分なまま子育て期を迎えることのないよう、身近な地域で教育や支援を受けることができる機会の充実や子育て家庭が交流できる場づくりを図ります。

2 子育て家庭の状況に応じた伴走型支援体制の推進

乳幼児健康診査等を通じて子どもの発育・発達を確認し、健やかな子どもの育ちを支援します。また、予期せぬ妊娠、出産への不安、産後間もない時期の休息ニーズ並びに経験不足やサポート不足による不安等、支援の必要性の高い妊産婦とその家庭を支援します。

3 地域における児童の発達支援の充実

増加する子どもの発達に関するニーズに対応するため、行政及び地域との連携を進め、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援の提供に努めます。また、児童発達支援センターひいらぎを中核的な機関として、関係機関・事業者との連携の中で子どもの発達を支援していきます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
妊娠期からの切れ目のない支援事業の推進	妊娠期から子育て家庭、困り感を抱える家庭や保護者に対して、切れ目なく支援をつなぎ、安心、安全に出産、子育てができるよう継続的な支援を行います。	健康課 子ども家庭支援センター
地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センターを中心に子育てに関する講座や交流事業の実施、相談等に対応します。	幼児教育・保育課
子育て相談、交流広場の実施	地域子育て支援センターや子育てひろばにおいて、乳幼児とその保護者同士が交流する場の提供やさまざまな行事、子育て相談などの取組を実施します。	子ども家庭支援センター 幼児教育・保育課
子育て家庭への伴走型支援	妊娠期から子育て期において、心身の健康状態等から生活及び養育に困難又は不安の強い家庭に対し、市と関係機関等が連携し、安心して育児ができるための支援を行います。	健康課 子ども家庭支援センター
こども家庭センターの運営（再掲 4-2）	児童福祉及び母子保健双方の機能を備え、包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置・運営し、虐待への予防的な対応から家庭に応じた切れ目のない支援など、相談支援体制の強化を図ります。	子ども家庭支援センター 健康課
児童発達支援センターひいらぎの運営	心身に障害や発達に心配がある0歳～18歳までの子どもとその家族に対して、発達の相談及び支援を行います。また、子育て支援、関係機関等との相互連携による効果的な発達支援を行います。	健康課



幼児教育・保育の充実

施策目標

多様な保育ニーズへの対応や子どもの状況に応じた柔軟な支援を行い、安心して子育てができるまちをめざします。

現状と課題

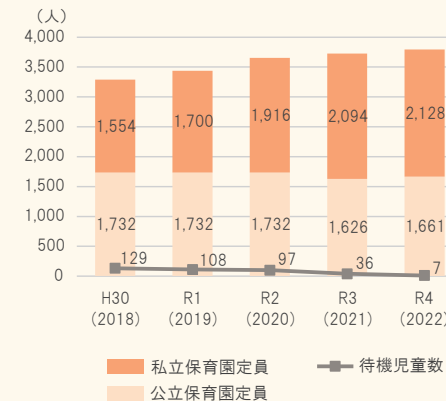
- ▶働き方やライフスタイルの変化に伴い、保育ニーズが多様化しています。
- ▶本市では、保育所の整備や幼稚園における一時預かりの拡充等により、待機児童数が減少しています。
- ▶ニーズに応じた保育の量を確保していくとともに、地域全体の保育の質の向上を図るため、保育環境の整備などの取組が求められています。
- ▶今後は、障害児や医療的ケア児が保育園等を利用できる環境整備や、支える家族の一時的な休息（レスパイト）ができる支援など、受入体制の強化が求められています。
- ▶共働き世帯の増加等の要因により、学童クラブの利用者は増加傾向にあり、学童クラブの「定員超過」が大きな問題となっているため、学童クラブの増設のほか、放課後等に子どもが過ごすことができる居場所を増やしていくことが求められています。また、学童クラブのサービスの向上のほか、利用者の増加に対応する指導員の確保など、安定的な運用も求められています。

関連する個別計画等

- ・子育て・子育てワイワイプラン

データ

■ 保育施設の定員と待機児童数の推移



成果指標

	現状値	目標値
● 保育施設の待機児童数 🏠	7人	0人
● 学童クラブの定員超過率 🏠	137.3%	下げる

🏠：西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 多様な保育ニーズへの対応

共働き世帯の増加、働き方の多様化などに伴い変化する子育て家庭のニーズを的確に捉え、多様な保育サービスの提供に努めるとともに、安心して子育てしやすい環境づくりに取り組めます。

2 保育環境の充実

保育サービスの質を向上し、安全で安心な保育環境を提供するため、必要に応じて保育施設の建替え・改修に取り組めます。また、ブロック会議・合同会議による施設間での情報共有や研修の実施、相談体制の強化など、保育者への支援の充実により保育の質の確保・向上を図ります。

3 放課後等の子どもの居場所の充実

教育委員会と連携し、学校施設内への学童クラブの設置のほか、放課後等の子どもの安全・安心な居場所の確保・整備を行うとともに、学童クラブのサービスの向上や安定的な運用を図るため、人材の確保や民間活力の導入について検討します。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
病児・病後児保育室の運営	病気の最中又は病気の回復期にある子どもの保育需要に対応するため、病院等の病児保育室・病後児保育室において、一時的に保育し、安心して子育てができる環境の充実を進めます。	幼児教育・保育課
ファミリー・サポート・センターの運営	ファミリー・サポート・センターを運営し、子どもの預かり等の子育て支援をしたい人（サポート会員）と支援を受けたい人（ファミリー会員）による地域の相互援助活動を推進します。	幼児教育・保育課
多様な保育ニーズへの対応	子育て家庭に対し、一時的な保育等を実施することにより、保護者の育児疲れを解消するとともに、急病、勤務形態の多様化等に伴う保育需要に応えることで家庭における子育てを支援します。	幼児教育・保育課
待機児童対策の推進	年齢・地域による保育需要の偏り等を踏まえた保育施設の定員の弾力化・調整等を行い、待機児童対策の推進を図ります。	幼児教育・保育課
保育園施設の改修	保育園施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、計画的に設備改修等を行います。また、民設民営化を予定する公立保育園については、実施時期等を踏まえて検討・対応します。	幼児教育・保育課
学童クラブ施設の改修	学童クラブ施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、計画的な設備改修等を行うとともに施設の充実を図ります。	児童青少年課
学童クラブの充実	学童クラブについて、民間委託化の検討や、長期休業期間等の宅配弁当の導入など、利用者のニーズに対応するとともに、入退室管理システムの運用等により、子どもたちが安心して通える環境の充実を図ります。	児童青少年課

施策
6-1

基本施策 6 子どもの学びや生きる力を育むために

学校教育の充実

施策目標

生きる力を育み、誰一人取り残さず、一人ひとりが輝く活力ある学校づくりをめざします。

現状と課題

- ▶ グローバル化※する社会やデジタル技術の普及による教育内容の多様化に伴い、誰一人取り残さず、一人ひとりの可能性を引き出す教育が求められています。
- ▶ 本市では、一人ひとりを大切に教育を推進するために、全市立小・中学校での特別支援教室の導入、特別支援学級の増設、医療的ケア児への支援などの取組を行ってきました。
- ▶ 小学校における 35 人学級編制に伴う対応、G I G A スクール構想※に伴う学びのあり方の変化、学校の持つ多面的な役割の再認識などにより、教育を取り巻く環境が大きく変化しており、変化に応じた教育内容や教育環境の充実が必要です。
- ▶ 悩みを抱える児童・生徒や保護者に寄り添うとともに、問題の早期発見、早期解決を図るための相談機能の充実が必要です。
- ▶ 学校施設については、更新等を計画的に進めるとともに、体育館の空調設備を整備するなど、児童・生徒にとってより良い学校環境づくりに取り組んでいます。
- ▶ 市立小・中学校の多くは昭和 40 年代から 50 年代に建設されていることから、老朽化が見られるとともに、学校施設の更新が集中すると考えられます。
- ▶ 今後、更新時期を迎える学校施設については、児童・生徒数の将来推計や地域間の偏り等を考慮するほか、学校に求められる多面的な機能への対応などを踏まえ、引き続き、計画的かつ効率的な整備を進めていくことが必要です。

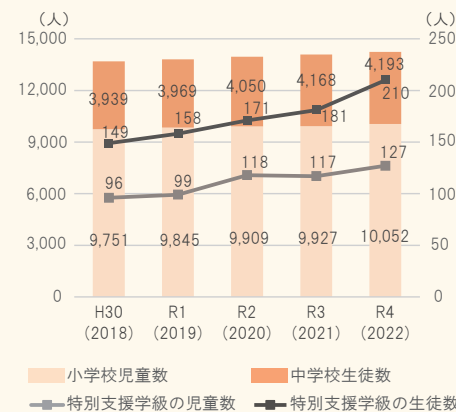
※グローバル化：政治、経済、文化などの様々な側面において、既存の国家や地域の垣根を越えた地球規模での資本や情報のやり取りが行われること。
 ※G I G A スクール構想：児童・生徒に1人1台端末と高速大容量ネットワークを整備したICT環境の充実により、これからの社会を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成する構想

関連する個別計画等

- ・教育計画
- ・学校施設個別施設計画

データ

小学校児童数及び中学校生徒数の推移（毎年度5月1日現在）



成果指標

	現状値	目標値
●文部科学省「全国学力学習調査」における学校に行くのは楽しいと思う割合	小学校：82.8% 中学校：80.3% (令和3年度)	小学校：80%以上 中学校：80%以上
●スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点（小学校）	男子：53.2 女子：55.2	全国平均値以上を継続する
●スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点（中学校）	男子：40.1 女子：47.1	全国平均値以上を継続する
●スクールソーシャルワーカーの活動実績	3,318回	4,977回
●学校施設更新の実施延べ件数	-	7件

目標の実現に向けた取組内容

1 主体的に学ぶ力を育む学習内容の充実

子どもが自ら主体的に調べ、考え、意見を言うことができ、一人ひとりの可能性が引き出される教育を目指します。また、そのために、特色ある学校づくりや社会環境の変化に対応したカリキュラムの実施に向け、教育力の向上を図ります。

2 個に応じた教育の充実

児童・生徒の個別の教育的ニーズに合わせ、子どもの発達に応じたより良い教育を推進します。また、個に応じた指導を推進するため、教員の専門性の向上に向けた研修や人材の活用を積極的に進めます。

3 教育相談機能の充実

さまざまな悩みを抱える児童・生徒や保護者に寄り添い、きめ細かく対応するため、相談に関わるスタッフの専門性の向上や、子どもや保護者にとって安心して気軽に利用できる相談機能の充実を図ります。また、深刻な事態となる前に、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、関係機関や地域住民等とともに、未然防止や早期発見、早期対応に取り組みます。

4 学校教育環境の充実

市立小・中学校の施設の多くが順次更新時期を迎えるため、今後も計画的な建替えや改修などを進めます。また、児童・生徒数の将来推計等を勘案しながら適正規模・適正配置の検討を踏まえた取組を進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
ICT教育の充実	GIGAスクール構想に基づき導入した、子ども一人ひとりのタブレット端末を活用し、情報活用能力の育成などとともに、指導者のICTによる教育の質の向上を図ります。	教育指導課
外国人英語指導助手による指導の実施	児童・生徒がより正確な発音やリスニング技能を習得し、将来使える英語を身につけられるよう支援するとともに、外国語によるコミュニケーションを図り、ALTによる英語指導を行います。	教育指導課
特別支援学級の運営	特別支援学級（固定制）への介助員の配置や送迎バスによる登下校の支援等を行います。	教育企画課 学務課 教育指導課
通級学級・特別支援教室の運営	発達障害など特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした特別支援教室や、ことばの正しい発音や発声の指導を行うことばの教室について、より充実した指導が行われるよう運営します。	教育企画課 教育指導課
個に応じた教育支援の充実	教育支援システムを活用した個別の教育支援計画・個別指導計画の作成の促進、教育支援アドバイザーの巡回訪問や学校生活支援員の配置を通し、個に応じた教育支援の充実を図ります。	学務課 教育指導課
教育相談機能の充実	教育に関するさまざまな悩みや困りごとを気軽に相談できる窓口として子どもや保護者等の相談に応じ、家庭訪問等のアウトリーチを含めて教育・心理・福祉等の側面から子どもの心の健康を支援します。	教育支援課
小学校校舎等建替事業の実施	小学校施設の老朽化へ対応するため、耐力度調査等を行いつつ、計画的に校舎、体育館等の建替え・長寿命化等を実施します。	教育企画課
中学校校舎等建替事業の実施	中学校施設の老朽化へ対応するため、耐力度調査等を行いつつ、計画的に校舎、体育館等の建替え・長寿命化等を実施します。	教育企画課
小学校校舎等大規模改造事業の実施	小学校施設の老朽化した校舎、体育館、校庭等について、計画的な大規模改造事業等を実施します。	教育企画課
中学校校舎等大規模改造事業の実施	中学校施設の老朽化した校舎、体育館、校庭等について、計画的な大規模改造事業等を実施します。	教育企画課
学校施設の適正規模・適正配置及び学区見直しの検討	学校施設の状況及び児童・生徒の将来推計等を踏まえ、適正規模・適正配置及び学区見直しの検討を行います。また、必要な機能・性能を確保するため、計画的かつ効率的な整備を進めます。	教育企画課 学務課

学校と地域の連携による教育環境の充実

施策目標

学校と地域が連携し、地域全体で子どもの学びや成長を支える環境づくりをめざします。

現状と課題

▶学校や家庭が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校や家庭のみで対応することは難しい状況です。学校や家庭、地域住民等が相互に連携・協働して、地域全体で子どもの成長を見守り、いかに支援していくかが課題となっています。

▶本市では、さまざまな地域住民の参加により、地域全体で子どもの学びや育ちを支えとともに、地域住民や団体等が緩やかなネットワークを形成し、地域と学校が連携・協働しながら、学校を核とし

たまちづくりを推進しています。

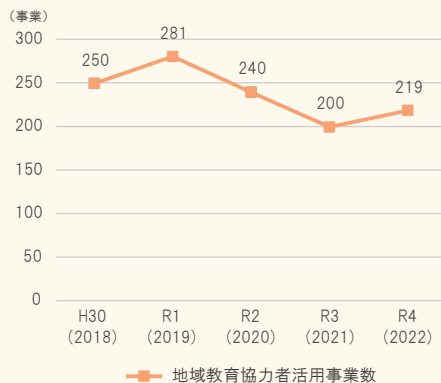
▶地域とともにある学校づくりに向けて、令和3（2021）年には、学校と地域住民・保護者が力をあわせて、地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりを進めていくことができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しました。今後は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を地域とともに運用していくことが求められています。

関連する個別計画等

・教育計画

データ

■地域教育協力者活用事業数の推移



成果指標

●地域教育協力者活用事業数

現状値

219事業

目標値

264事業

📍：西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 学校・家庭・地域等の連携・協働の推進

学校、保護者、地域や大学等が連携・協働して子どもの学びや成長を支えていきます。また、地域住民に学校に対する理解を深めてもらうとともに、学校と地域による相互連携や団体同士の横のつながりを強化することにより、地域全体で子どもの学びや成長を支える体制の構築に取り組みます。

2 地域等による子どもの安全の確保

登下校時の見守りや、学校・通学路における防犯パトロールなど、学校、保護者、地域、関係機関等が連携・協力し、児童・生徒の安全確保のための体制づくりに取り組みます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
学校と地域の協働・連携の推進	地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの全市立小・中学校への導入促進と充実を図るとともに、地域学校協働活動など、学校と地域が協働・連携できる取組を進めます。	教育指導課 社会教育課 公民館 図書館
地域ぐるみの安全体制づくりの推進	児童の防犯意識の向上を図るとともに、学校や通学路における児童の安全確保に向けた防犯カメラの管理・運用や防犯パトロールの支援など、犯罪被害を未然に防ぐための環境づくりを進めます。	教育企画課 学務課
交通擁護員・スクールガードリーダーの配置	各小学校の安全体制の評価・指導・助言を行うため、専門知識を有したスクールガードリーダーを派遣します。また、地域と連携しながら、登下校時の見守り体制の整備に取り組みます。	学務課 教育指導課